

◎移住

政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

| 名称(事業名) | 助成内容・対象条件など | 助成率・助成額など | 対象者 |
|---------------------|---|--|-----|
| ふるさとライフ 住宅改修支援 補助金 | 移住を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した人、またはその方の属する団体や企業の代表者に対し、建物の修繕・改修・家財撤去費用を助成 ※登録建物(「鹿角市宅地・建物データバンク」に登録されている建物)または事業者建物(市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物)に限る ※転入した日から3年以内に申請が必要 ※市内業者が施工、作業したものに限り | ◎登録建物賃借者 補助率:修繕等費用の10/10(上限50万円) ◎事業者建物購入者 補助率:修繕等費用および家財撤去費用の10/10(上限50万円) ◎登録建物購入者 補助率:修繕等費用の10/10(上限100万円) | 個人 |
| ふるさとライフ 引越し支援補助金 | 次の①～③の要件を全て満たす人が移住する際に要した、引越し費用(引越し業者への支払い、引越すために要した交通費(貨物車のレンタカーに限る)、不用品処分費、その他必要と認められる経費)の一部を助成 ①本市の住民基本台帳に登録されている人 ②秋田県ふるさと定住機構の登録(秋田県移住定住登録もしくはAターン登録)者または移住した年の翌年までに市内で新規就農(研修を含む)を目指す人 ③転勤などによる転入でない人、公務員(正職員)でない人、生活保護受給世帯でない人 ※転入した日から1カ月以内に申請が必要 | 補助率:1/2 (単身は上限5万円、世帯は上限9万円) | 個人 |
| 移住者融資資金 利子補給費 補助金 | 移住して3年以内の人に対し、自家用車などの購入を目的とした移住者向けローン(市が提携する金融機関・秋田銀行「移住・定住サポートローン」)の利子分を助成 ※転勤などによる転入でない人 ※同一世帯につき、1回に限る | 補助率:10/10 対象期間:最大7年間 | 個人 |
| ふるさとライフ 移住しごと支援 補助金 | 移住する直前10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間は連続)、東京都23区に居住もしくは東京圏より東京都23区に通勤された人で、移住後、5年以上居住する意思があり、次の①～④のいずれかの要件を満たす人に対し、補助金を給付 ①県の就職マッチングサイトに掲載された交付金対象企業(求人)に就業された人 ②プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業により就業された人 ③テレワークにより業務継続をする人 ④本市が認める「関係人口」に該当する人 ※転入後、1年以内に申請が必要 | 補助額:単身60万円、世帯100万円 (18歳未満の子ども1人につき100万円を加算) | 個人 |
| 奨学金返還助成金 | 秋田県奨学金返還助成の交付を受けている人に対し、返還する奨学金の一部を助成 ※市に3年以上定住する意思があり、市に住所を有し就労している人などが対象 | ①助成加算分 対象者:県助成金(一般分)交付者 補助率:1/3(上限6万7千円) 補助期間:県助成期間と同様 ②助成期間延長分 対象者:県助成金(未来創造分・一般分)交付終了者 補助率:10/10(上限20万円) 補助期間:県助成期間終了後、最大2年 ※②は令和4年度以降に県助成対象者認定を受けた人限定 | 個人 |
| ふるさとライフ 家賃等支援補助金 | 市内の民間賃貸住宅へ居住する移住者に対して、初期費用と家賃の一部を補助 ①子育て世帯(18歳未満の子どもと同居) ②若者世帯(夫婦のいずれかが40歳未満) ③若者単身世帯(40歳未満かつ市内就業者に限る) ※転入後6カ月以内に申請が必要 | ◎補助額 【初期費用】礼金・仲介料・保証料の総額に対し上限3万円【月額家賃】住宅手当額などを除いた月額家賃に対し、①上限2万5千円 ②・③上限2万円 ◎補助率:初期費用・月額家賃とも1/2 ◎補助期間:最大24カ月 | 個人 |

◎住宅・建築

都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

| 名称(事業名) | 助成内容・対象条件など | 助成率・助成額など | 対象者 |
|---|---|--|-----------------------------|
| 安全安心住まい づくり事業費補助金 | 耐震改修や断熱改修を始めとする住環境の向上に向けた住宅改修工事を行う人や、中古住宅を購入する子育て世帯などに対し、工事費や住宅購入費の一部を助成 ◎対象住宅 自己所有(配偶者、親または子を含む)であって、現に居住している一戸建て住宅、または居住するために取得する中古住宅 ◎対象者 市内に住所がある、または市内の中古住宅を取得し移り住む人で、市税などの滞納がない人 (高齢者世帯:世帯員全員が65歳以上の世帯) (子育て世帯:18歳未満の子がいる世帯) ※補助金の併用はできません ※旧補助金「民間住宅リフォーム支援事業費補助金(令和2年度まで)」の交付を受けた人も対象 | ①耐震改修事業 耐震診断結果に基づく耐震改修にかかる工事費の3/10(上限50万円) | 個人 |
| | | ②住環境向上対策事業 ⑦克雪対策、バリアフリー対策、上下水道等接続 ⑧リフォームなどにかかる工事費の1/5(上限10万円) | ⑦個人 ⑧個人(高齢者世帯または子育て世帯のみ) |
| | | ③脱炭素化促進事業 断熱改修などかかる工事費の1/5(上限30万円) | 個人 |
| | | ④子育て応援下水道加入促進事業 下水道接続工事費および便槽撤去などにかかる工事費の1/2(上限30万円) ⑤子育て応援中古住宅活用事業 中古住宅購入費およびリフォーム工事費などの1/5(購入、工事それぞれ上限50万円) | 個人 (子育て世帯のみ) |
| ⑥まちなか居住促進事業 鹿角市中心市街地活性化プランの対象区域における中古住宅購入費およびリフォーム工事費などの1/5(購入、工事それぞれ上限50万円) | | 個人 | |
| 木造住宅耐震 診断支援事業 | 市内にある*木造戸建住宅を所有(共有を含む)し、耐震診断を希望する人に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施 ※店舗などが一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること | 自己負担額1万円を差し引いた額 | 個人 |

◎自治会活動

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

| 名称(事業名) | 助成内容・対象条件など | 助成率・助成額など | 対象者 |
|-----------------|--|--|-------|
| 自治会館建設 事業費補助金 | 自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を助成 ◎新築・改築 ①新築、改築後25年を経過しているもの ②増築、改修後10年を経過しているもの ◎増築 新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの ◎改修 新築、改築、増築、改修後の経過年数により助成内容が異なる ※30万円以上の工事が対象 | ◎新築・改築・増築(補助率3/10以下) 自治会世帯数などにより算定基準と限度額あり ◎改修 ①対象事業費の1/2以内(上限100万円) 前回補助金利用後10年を経過していること ②対象事業費の1/2以内(上限50万円) 前回補助金利用後5年を経過していること (前回利用補助金額が50万円以上の場合は、利用後10年を経過していること) ※①か②のどちらかのみ。実施予定年度の前年9月までに申請が必要 | 自治会 |
| 自治会元気づくり 応援補助金 | 自治会が地域で行う元気づくり事業(福祉、環境整備、文化、交流)の費用の一部を助成 ※過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年経過していること | ◎31世帯以上の自治会 補助率:1/2以内(上限10万円) ◎30世帯以下の自治会 補助率:3/4以内(上限15万円) | 自治会 |
| 集落活動応援 事業費補助金 | おおむね50世帯以下の小規模な自治会に対し、集落支援員と連携し、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を助成 | ◎計画策定 補助率:10/10(上限10万円) ※最大2年間利用可能(1年ごとに10万円を上限) ◎活動事業 補助率:10/10(上限50万円) ※最長3年間事業継続可能(ただし2年以上継続の場合でも補助金額は上限50万円。2つ以上の自治会などが連携して活動する場合は上限100万円) | 自治会 |
| コミュニティ推進 事業費補助金 | ①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に必要な備品などの購入費用を助成 ②コミュニティセンター助成事業 自治会館などの建築または大規模改修に要する費用を助成 | ①補助率:10/10(100~250万円) ②補助率:3/5以内(上限1,500万円) ※10万円未満は切り捨て ※実施予定年度の前年9月までに申請が必要。補助対象団体は(一財)自治総合センターが決定 | 自治会など |